

カヌースラローム

2009年 競技ルールにおける改訂条文一覧 (赤字部分が変更点)

★競技の名称を "Slalom Racing"(スラローム競技) から "Canoe Slalom"(カヌースラローム) に変更、今後、競技ルール、ICF 定款、出版物などではすべてこの名称が使用される。これにともない、"IJSL" (スラローム国際審判)、"ICF JSL" (ICF スラローム審判)、"SLC" (スラローム競技委員会) という表記が、それぞれ "IJCSL" (カヌースラローム国際審判)、"ICF JCSL" (ICF カヌースラローム審判)、"CSLC" (カヌースラローム委員会) に変更された。

2.4 ICF が主幹する競技大会は次の 3 大会である。

世界シニア選手権大会 (第 4 章参照)

世界ジュニア選手権大会 (第 5 章参照)

ワールドカップ大会 (第 7 章参照)

*ワールドカップ大会における参加ボート数に関する規定が変更されたため (44.3.1 項参照)、「参加ボート数を 1 連盟 1 種目あたり最大 3 艇とする」という記述が削除された。

07 年=参加ボート数を 1 連盟 1 種目あたり最大 3 艇とする ICF [主幹の] 競技大会は次の 3 大会である。

世界シニア選手権大会 (第 4 章参照)

世界ジュニア選手権大会 (第 5 章参照)

ワールドカップ大会 (第 7 章参照)

4.1 国を代表する連盟にかぎり、国際競技大会日程に加える大会の申請をおこなうことができる。ただし、ICF に加盟する連盟にのみこの申請が許される。

*「ICF 会費を完納した連盟」という条件が削除された。

07 年=国を代表する連盟にかぎり、国際競技大会日程に加える大会の申請をおこなうことができる。ただし、ICF 加盟メンバーのうち、ICF 会費を完納した連盟のみにこの申請が許される。

11.3 ワールドランキングの対象となる ICF カヌースラローム大会への参加申し込みは、ルール 41.6 項にしたがっておこなわれなければならない。

*この条項新設。

13.2.1.2 最新の ICF カヌースラローム・ワールドランキングは、指定された大会の成績からベストスリーを選んで計算される。ワールドランキングの対象となる次年度の ICF カヌースラローム大会はカヌースラローム委員会によって決定され、遅くとも前年の 10 月 1 日までに ICF によって公表される。

*対象となる大会の公表期限が 12 月 15 日から 10 月 1 日へ早められる。

08 年=最新の ICF スラローム競技ワールドランキングは、前年の 12 月 15 日までに ICF スラローム委員会が公表し指定した対象となる大会からベストスリーの成績を選んで計算される (08 年追加訂正分)。

14.1 国際カヌースラローム大会の競技は 2 回のランで構成する。スコアは 2 回のランのよいほうの成績を採用する。主催者は、ICF 主管の競技大会と同様に (ルール 41.3 項参照)、予選、準決勝、決勝をおこなうことができる。準決勝のスタートは予選の成績順位を逆にして、決勝のスタートは準決勝の成績順位を逆にしておこなわれる。

*「スコアは 2 回のランの成績を合計したものとす」を変更。

07 年=国際スラローム競技大会の競技は 2 回のランで構成する。スコアは 2 回のランの成績を合計したものとす。主催者は、ICF [が主管する] 競技大会と同様に (ルール 41.3 項参照)、予選、準決勝、決勝をおこなうことができる。準決勝のスタートは予選の成績順位を逆にして、決勝のスタートは準決勝の成績順位を逆にしておこなわれる。

- 17.1 運営にあたる連盟が提供するビブのナンバーは、その連盟の要望にしたがって選手の胸と背中につけて表示されなければならない。大会名またはメインスポンサー名は [胸と背中の両方に] 表記することができる。
- *大会名またはメインスポンサー名は胸だけでなく背中にも表記することができるようになり、ビブのナンバーは選手の胸と背中の両方につけることが義務づけられた、と理解する。
- 07年=運営にあたる国の連盟が指定した各選手のナンバーは、背中につけなければならない。ただし、その連盟の要望によって必要とされる場合には、胸のほうにもナンバーをつけることができる。大会名またはメインスポンサー名は選手のナンバーとともに胸に表示することができる。
- 17.1.1 ビブの数字は文字の高さが15cmまたは20cm、文字の幅は2cmでなければならない。
- *文字の幅が1.5cmから2cmに変更。
- 07年=ビブの数字は文字の高さが15cmまたは20cm、文字の幅は1.5cmでなければならない。
- 27.1 ゲートは吊り上げられた1ないし2本のポールで構成される。ダウンストリーム・ゲートのポールは緑と白、アップストリーム・ゲートのポールは赤と白に塗り分けられる。それぞれの色の幅は20cmとし、下端はかならず白色でなければならない。シングルポール・ゲートではゲートラインを確定するためのサブのポールが川岸側に設置される。
- *シングルポール・ゲートの採用による変更。
- 07年=ゲートは吊り上げられた2本のポールで構成される。ダウンストリーム・ゲートのポールは緑と白、アップストリーム・ゲートのポールは赤と白に塗り分けられる。それぞれの色の幅を20cmとし、下端はかならず白色でなければならない。
- 27.2 ダブルポール・ゲートの幅は2本のポール間の距離を計測したもので、最小1.2m、最大4.0mとする。ポールは円く、長さは1.6~2.0m、直径3.5~5.0cmで、風の影響で動くことがないように十分な重さをもっていなければならない。
- *シングルポール・ゲートの採用による変更。
- 07年=ゲートの幅は2本のポール間の距離を計測したもので、最小1.2m、最大4.0mとする。ポールは円く、長さは1.6~2.0m、直径3.5~5.0cmで、風の影響で動くことがないように十分な重さをもっていなければならない。
- 30.1.1 数字の"2"が記された黄色の円形または角形のプレートと、数字の"50"が記された赤色の円形または角形のプレートが使用される。数字は黒でプレートの両面に記されていないといけない。
- *2007年の改訂で、"50"のプレートの色が赤色から黄色に変更されたが、ふたたび赤色に戻される。
- 31.1 他の選手に追いつかれた選手は、審判が繰り返すホイッスルの合図にしたがってコースを譲らなければならない。
- *2007年ルールに誤って残されていた"Section Judge"の表記から"Section"が削除された。
- 07年=他の選手に追いつかれた選手は、区間を担当する審判[原文="Section Judge"]が繰り返すホイッスルの合図にしたがってコースを譲らなければならない。
- 34.1 記録の計算には下記の算式が用いられる。
- 2回のランのよいほうの漕破タイム / 秒 + ペナルティ / 秒 = 記録
- *「2回のランの合計」を変更。
- 07年=記録の計算には下記の算式が用いられる。
- 2回のランの漕破タイム / 秒 + ペナルティ / 秒 = 記録
- 34.4 少なくとも1回のランで正常にポイントをえた選手は、正規に分類(成績表に表示)される。

—999 ペナルティ / 秒の成績 (DNF か DSQ-R、あるいは 2 回のランが DNS と DNF、または DNS と DSQ-R) しか記録できなかった選手またはチームは NOC の符号で分類される。
—2 回のランとも DNS、あるいはラン 1 回だけのラウンドでスタートしなかった (DNS の) 選手にはランクが与えられない。

—2 回のランを併せて発表する場合には、完漕したランの成績のみを表示する。

—DSQ-C の場合、その [それらの] ボートは競技から除外され、ランクは与えられない。

[予選、準決勝、決勝それぞれの] ラウンド終了後に DSQ-C が宣告された場合には、そのボートが [DSQ-C の対象となった] ラウンドで記録した成績は、成績表にもまたそのラウンドだけのレース結果にも表示されない。

[準決勝あるいは決勝] ラウンドが終了した後に DSQ-C が宣告された場合には、そのラウンド以前に記録された成績は残される。

—選手が完全にボートから離脱した場合、**あるいは転覆した状態でフィニッシュラインを通過した場合**、その選手およびチームは DNF として扱われる。

* 「**あるいは転覆した状態でフィニッシュラインを通過した場合**」が加えられる。

34.5 予選ファースト・ランの成績が DSQ-R、DNF、DNS であったボートの場合、(スコアボード上に) 表示されるセカンド・ランのリアルタイムは 999 ペナルティ / 秒からスタートする。
* この項目削除。

35.1 **[予選ラウンド] 2 回のランのベストスコア**が同じ選手が複数いた場合には、**もう一方のランの成績**が優劣を決定する。それでもなお差がつかない場合には、**それぞれの選手に同じ順位**が与えられる。
* 2 回のランの合計ではなく、**ベストスコアで順位を決定するとルールが改定されたため (34.1 項) 変更された。**

07 年 = 同スコアの選手が複数いた場合には、2 回のランでベストスコアをえたものを上位とする。それでもなお差がつかない場合には、それぞれの選手を同着とする。

36.2.1 その後、チーム監督は抗議を書面で提出しなければならない。また、[書面による] 抗議は最終漕者の成績が公式に発表されてから 20 分以内に提出されなければならない。チーム監督が **75 ユーロ**あるいはその額に相当する競技開催国の通貨による供託金を添えて提出する異議申し立ては、審判長によって受理される。
供託金は抗議が認められた場合には返却される。訴えが却下されるかチーム監督が訴えを取り下げた場合には、供託金は大会運営委員会に没収される。
* **25 ユーロから 75 ユーロへ変更。**

37.1.1 この提訴には、**75 ユーロ**あるいはそれと同額の競技開催国の通貨による供託金が必要とされる。競技委員会がその訴えを全面的に支持した場合はもとより、部分的に認めた場合でもこの供託金は返却される。競技委員会によって訴えが却下された場合には、供託金は大会運営委員会に没収される。
* **25 ユーロから 75 ユーロへ変更。**

38.3 ICF 理事会への提訴は、論議の対象である大会の終了後 30 日以内に、供託金 **75 ユーロ**を添えて提出されなければならない。
* **25 ユーロから 75 ユーロへ変更。**

39.1 審判長は、ルール違反のボートで、**あるいはルールに反した用具を用いて**スタートした選手を失格にすることができる (DSQ-R)。

* 「あるいはルールに反した用具を用いて」を追加。

07年=審判長は、ルール違反のボートでスタートした選手を失格にすることができる (DSQ-R)。

41.3.2 予選レースにおける選手の成績は、2回のランのよいほうのスコアを採用し、決定する。
準決勝への進出は以下のように決められる。

予選の成績が上位 20 位までのボートが準決勝に進出する。

* 2回のランの合計ではなくよいほうのスコアを採用することに変更。また、予選出場艇数によって細かく規定されていた準決勝進出艇数が単純化され、上位 20 艇になる。

07年=予選レースのスコアは2回のランのスコアを合計する。

準決勝に進出するボートの数は以下のように決められる。

予選に 46 艇以上出場の場合、40 艇が準決勝に進出する。

予選に 35~45 艇出場の場合、30 艇が準決勝に進出する。

予選に 25~34 艇出場の場合、20 艇が準決勝に進出する。

予選 20~24 艇出場の場合、15 艇が準決勝に進出する。

予選出場が 19 艇以下の場合、最大 10 艇が準決勝に進出する。

41.3.3 準決勝レースのスコアは、1回のランの成績によって決定される。このレースにおける成績上位の 10 艇が決勝に進出する (同スコアの場合はルール 35 条を参照)。

* "total seconds" から "results" に表現が変更されたが、実質的な内容に変更はないものと思われる。
同スコアの際の規定を追加。

07年=準決勝レースのスコアは、1回のランのトータル秒数をもとに決定される。このレースにおける成績上位の 10 艇が決勝に進出する。

41.3.4 決勝のスコアは、決勝ラン 1 回のトータル秒数で決定する。

* 「準決勝と決勝のトータル秒数」を変更。

07年=決勝のスコアは、準決勝と決勝のトータル秒数を加えて決定する。

41.3.6 世界選手権大会におけるチーム競技は、予選と、資格をえたチームによる決勝それぞれ1回のランによって構成され、[予選ラウンド] 上位半数のチームに決勝進出の資格が与えられる(ただし、決勝に進むチームは最低 5 チームなければならない)。

* 新しい規定が加えられる。

07年=チーム競技のスコアは2回のランの記録を合計する。

41.3.7 チーム競技の成績に関しては、はじめに決勝進出チームに順位が与えられ、そののち、予選ラウンドの成績に準じて [決勝進出を逃した] 残りのチームがランクされる。

* この項新設。

41.3.8 同スコアが発生した場合には、ルール 35.1 項および 35.1.1 項を参照する。

* この項新設。

41.6.1.1 参加申し込みは、ICF 会員連盟によるもののみ受理される。

* 「ICF 会費を完納した連盟」という条件を削除する。

07年=参加申し込みは、ICF 会費を完納した連盟によるもののみ受理される。

41.10.1 審議委員会 (本則)

世界選手権大会開催中は、審議委員会が最高の権限を有する。審議委員会は最多 5 人の役員で構成され、これらの委員は ICF 理事会によって指名される。審議委員会メンバーのうち 1 名が指名され、委員長に就任する。

チーフオフィシャルならびに他の部門の役員は、ルール 9 条の規定により審議委員会に従

属するものとする。

抗議に関して公表された結論に対する異議申し立ては、その決定が発表されてから 20 分以内に、75 ユーロ (あるいは大会開催国の通貨による相当額) の供託金を添え、スコア集計センター内の審議委員会委員長に書面をもっておこなわれなければならない。審議委員会の決定は最終的なものである。訴えが正当と認められた場合、供託金は返還される。

*「ICF 会長あるいは他の ICF メンバーのいずれかが委員のなかから指名されて委員長に就任する」という条件が緩和された。供託金も 25 ユーロから 75 ユーロへ変更。

07 年=世界選手権大会開催中は、審議委員会が最高の権限を有する。審議委員会は最多 5 人の役員で構成され、これらの委員は ICF 理事会によって指名される。ICF 会長あるいは他の ICF メンバーのいずれか 1 名が委員のなかから指名され、審議委員会委員長に就任する。

チーフ・オフィシャルならびに他の部門の役員は、ルール 9 条の規定により審議委員会に付属するものとする。

公表された抗議の結論に対する異議申し立ては、その決定が発表されたのち 20 分以内に、25 ユーロ (あるいは大会開催国の通貨による相当額) の供託金を添え、スコア集計センター内の審議委員会委員長に書面をもって提出されなければならない。審議委員会の決定は最終的なものである。訴えが正当と認められた場合、供託金は返還される。

43.5 ヘルメットおよびパドルのブレードには、(オリンピックゲーム運営委員会が提供する) 各国オリンピック委員会旗あるいはエンブレムをつけなければならない。

*「サイズには規定あり」という記述が削除され、より具体的な規定に変更された。

07 年=ヘルメットおよびパドルのブレードには、各国オリンピック委員会旗あるいはエンブレムをつけなければならない(サイズには規定あり)。

44.1.3 ワールドカップ・カヌースラローム大会 [のシリーズ] は、通常、ICF の計画にしたがった大会によって構成される。ワールドカップ大会のプログラムは偶数年の 12 月 31 日までに公表される。このプログラムはカヌースラローム委員会の勧告にもとづいて理事会が承認し、2 シーズン有効となる。

*新たにこの記述が追加される。

07 年=ワールドカップ大会 [のシリーズ] は、通常、ICF の計画に従った大会によって構成される。

44.2.7 ワールドカップ大会にはその時点における ICF 会員連盟にかぎり参加することができる。

*誤記が訂正される。

07 年=ワールドカップ大会にはワールドカップ・メンバー*にかぎり参加することができる。

*原文= members of WC. この規定はどこにもなく初出。

44.3 参加申し込み (細則) — 2010 年 1 月 1 日より発効

44.3.1 各国カヌー連盟は、ワールドカップ大会に 1 種目あたり 5 艇を参加させることができる。ただし、そのうちの 4 艇はワールドランキングによる参加資格をえなければならない。カヌースラローム委員会は毎年末に、翌年のワールドカップ大会の参加資格に関する各国連盟の位置(スポット)のリストにもとづいたワールドランキングを公表する。

*この改訂で参加艇数の枠が最大 5 艇まで拡大されたが、ワールドランキングのポジションによっては 1 艇しか参加させることのできない連盟が出現する。

07 年= ICF に加盟する連盟は、ワールドカップ大会に 1 種目あたり最大 3 艇まで参加申し込みができる。

44.4.1 2 名の ICF カヌースラローム国際審判 (IJCSL) がコースデザインをしなければならない。ひとは運営にあたる連盟によって指名され、残るひとはカヌースラローム委員会が指名する。コースデザイナーは、(ルール 8.4.1 項で規定される) 国を代表する連盟が提出する推薦名簿に含まれていなければならない。

*コースデザイナーは ICF カヌースラローム審判 (ICF JCSL) である必要がなくなり、カヌースラロー

ム国際審判 (IJCSL) の資格があればよいこととなった。また、細かく規定されていたコースデザイナー選出の条件が簡略、明快なものに変更された。

07年=大会参加の連盟に所属する2名のICFスラローム審判 (ICF JSL) が、コースデザインをしなければならない。それぞれの大会でコースデザインを担当するICFスラローム審判は、通常、ICFから派遣された役員の抽選によって選ばれる。

ホストの連盟はコースデザイナーを出すことができない。また、コースデザイナーは前年の大会でカヌー、カヤック両競技に参加した連盟から選ばなければならない。いったん選ばれた連盟は、翌年のワールドカップ大会までコースデザインにかかわることができない。また、ひとつの連盟からは1名のコースデザイナーしか出すことができない。

訳責=有渡豊

ICF ワイルドウォーターカヌー競技ルールは ICF によって公開された英文表記の文書が唯一有効で公的な原典であり、したがって、この文書はあくまでもその原典を理解するための参考資料にとどまるものであることを付記します。

